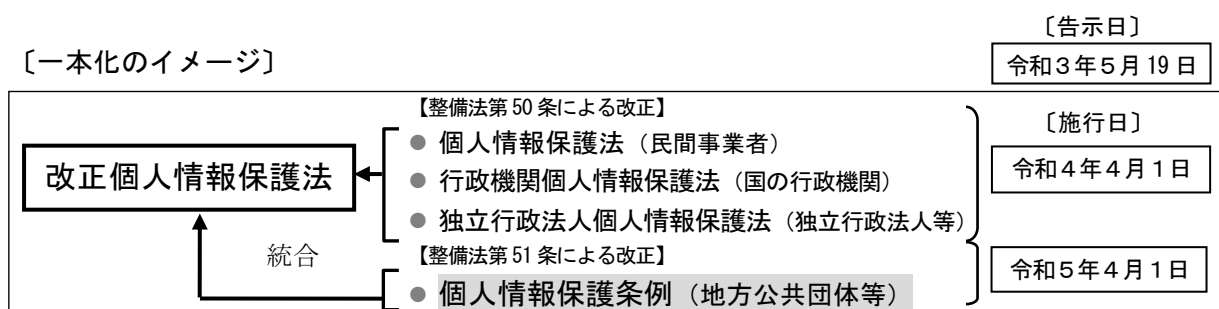


改正個人情報保護法に伴う地方公共団体への影響について

1 法体系の一本化



- ・ 個人情報保護制度の全体の所管を「個人情報保護委員会」に一元化し監視監督する。
- ・ 一本化された改正後の法律は、地方公共団体の機関にも直接適用される（改正法第1章～第3章、第5章、第6章、第8章、附則）。

2 地方公共団体の対応

〈条例の整備〉

- ・ 個人情報保護制度は改正後の法律に一本化され、法律が直接適用される。そのため、各団体等で制定している既存の「個人情報保護条例」については改正又は廃止等を行う。
- ・ 法律において「条例で規定することが義務付けられている事項」については条例で規定し、また「条例で規定することが許容される事項」については、法律の範囲内で独自の保護措置を条例で規定することを認めているため、必要に応じて条例で規定する。

【法律上、条例で規定できる範囲等】

（1） 条例で規定することが義務付けられている事項（市の条例で規定する）

① 本人開示請求における手数料【法第89条第2項】

（2） 条例で規定することが許容される事項（市の裁量で規定できるため規定するか検討が必要）

① 「条例要配慮個人情報」の内容【法第60条第5項】

② 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項【法第75条第5項】

③ 開示等請求における不開示情報の範囲【法第78条第2項】

④ 開示請求等の手続（請求から開示決定等までの期間）【法第108条】

⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問【法第129条】

⑥ 個人情報やデータ流通に直接影響を与えない軽微な事項

（3） 法律上、条例で規定することが許容されない事項（個人情報やデータ流通に直接影響を与える事項）

① 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定

② 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

③ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定

④ オンライン結合に特別の制限を設ける規定

⑤ 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定

⑥ 開示請求等の手続について、改正法よりも処理期間を延長する規定

⑦ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

3 個人情報ファイル簿

改正法では地方公共団体に対して、政令で定める1,000人以上の個人情報を取扱う場合、国で規定する「個人情報ファイル簿」の作成・公表を義務付けしているため、法施行までに市の個人情報ファイルについて、「個人情報ファイル簿」を作成し、法施行後は市ホームページ等で公表していくこととする。

4 安全管理措置

改正法では地方公共団体は個人情報の漏えい等防止のために必要な安全管理措置を講ずることが義務付けられているため、法施行までに個人情報の安全管理措置基準を策定し、法施行後は当該措置基準に基づき適切な安全管理措置を講じていくこととする。

5 地方議会の条例

地方議会は、地方公共団体の機関から除外されており、個人情報保護法の対象に含まれないため、別途、条例を制定する必要がある。

6 「久喜市情報公開・個人情報保護審査会」及び「久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会」の今後について

① 〈久喜市情報公開・個人情報保護審査会〉（以下「審査会」という。）

改正法では現行の「審査会」については、法施行後も審査会設置条例の改正により、改正法の個人情報開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として引き続き当該機関を活用することができるとしている。

このことから、法施行後の開示決定等に係る審査請求の諮問機関として「審査会」を存続することとする。

② 〈久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会〉（以下「運営審議会」という。）

法施行後は、法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により個人情報保護制度の適正な運用を図っていくことになる。

改正法では、現行の個人情報保護条例で規定しているの個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等をする場合、「運営審議会」へ諮問することを規定しているが、そのような諮問要件を、改正後の条例に規定することは許容されないとしている。

このため、地方公共団体は必要により、専門性を有する「個人情報保護委員会」に助言を求めることも可能となるため、個別の事案について「運営審議会」の意見を聴く必要性は大きく減少すると考えられる。

このことから、法施行後の「運営審議会」の在り方について検討する必要がある。